

外国人のための 起業ガイドブック (在留資格編)

The Mipro Guide to
Starting a Business in Japan
~Status of Residence~



このガイドブックをお読みになる方へ

『外国人のための起業ガイドブック』は、外国人が事業主として日本でビジネスを行う場合に必要な事柄をテーマ別に解説するもので、「在留資格編」「許認可編」「公的保険・雇用管理編」「事業計画書作成編」「税務解説編」「会社設立編」および「起業準備編」の全7編で構成されています。

この「在留資格編」では、外国人が日本で起業して経営・管理に当たる、国際業務に従事する、あるいは転勤により日本で就業するなどの場合を念頭に置いて、就労が認められる在留資格の中から「経営・管理」「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」および「スタートアップ・ビザ」を中心に手続きを解説します。また、読者の理解を深めるため、優秀な人材に対し複数の分野での在留活動を認める在留資格「高度専門職」および「学歴」「職歴」「年収」「研究実績」などに応じて算出した獲得ポイントを基に優遇する「高度人材ポイント制」についても触れることにします。「経営・管理」などの在留資格の許可を申請する際には、ご自身が「高度人材」に該当するかどうか併せて検討されることをお勧めします。

行政書士／中小企業診断士
末田 正幸

一般財団法人 対日貿易投資交流促進協会（ミプロ）
2021年3月

目 次

1. 日本での活動と在留資格

- (1) 在留資格の種類 ————— 4
- (2) 起業と在留資格 ————— 6

2. 在留資格の申請

- (1) 在留資格の変更 ————— 7
- (2) 在留資格の新規申請 ————— 8
- (3) 在留資格の更新 ————— 11

3. 在留資格別解説

- (1) 在留資格「経営・管理」 ————— 12
 - 1) 「経営・管理」の該当範囲 ————— 13
 - 2) 事務所、事業規模 ————— 14
 - 3) 事業の管理に従事する場合の要件 ————— 17
 - 4) 事業の継続性 ————— 17
 - 5) 提出資料 ————— 18
 - 5)－1 カテゴリー区分 ————— 18
 - 5)－2 必要書類 ————— 19
- (2) 在留資格「技術・人文知識・国際業務」 ————— 21
 - 1) 「技術・人文知識・国際業務」の該当範囲 ————— 21
 - 2) 活動内容 ————— 21
 - 3) 報酬 ————— 22
 - 4) 該当する業務の事例 ————— 22
 - 5) 提出資料 ————— 23
 - 5)－1 カテゴリー区分 ————— 23
 - 5)－2 必要書類 ————— 24

(3) 在留資格「企業内転勤」	26
1) 「企業内転勤」の該当範囲	26
2) 活動内容	26
3) 転勤の種類	27
4) 提出資料	29
4)–1 カテゴリー区分	29
4)–2 必要書類	30
(4) 在留資格「スタートアップ・ビザ」 (「外国人起業活動促進事業」)	32
1) スタートアップ・ビザの仕組み	32
2) 在留資格認定要件	34
4. 「高度人材ポイント制」と在留資格「高度専門職」	
(1) 「高度人材ポイント制」の仕組み	35
(2) 「高度専門職」の活動内容と優遇措置	38
(3) 申請方法	41
1) 提出する申請書	41
2) 申請の流れ	41
5. 日本での拠点設置と在留に係る手続き	43

1 日本での活動と在留資格

(1) 在留資格の種類

日本における出入国および在留の管理は、法務省の外局である「出入国在留管理庁」および同管理庁の地方支分部局である「地方出入国在留管理局」が担当しています。日本では活動（滞在）目的に応じて次の29種類の在留資格が定められており（2020年4月現在）、日本への入国を希望する外国人は、これらの中から日本で行おうとする活動に応じた在留資格を得た上で入国することになります（「出入国管理及び難民認定法」。以下、「入管法」）。

図表 1. 在留資格一覧

在留資格	該当例（職業など）
就労活動に制限のない在留資格	
永住者	法務大臣から永住者の許可を受けた者（特別永住者を除く）
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び日本で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、第三国定住難民、中国残留邦人等
就労が認められる在留資格（活動の内容が特定される）	
外交	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族
公用	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等からの公の用務で派遣される者等及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン
高度専門職	高度な専門的能力を有する者
経営・管理	会社の経営者、管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、看護師、歯科医師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者

教 育	中学校、高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学の技術者、通訳人、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介 護	介護福祉士
興 行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技 能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職等
特定技能	特定産業分野（介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船、舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業）に従事する者
技能実習	技能実習生
就労が認められていない在留資格	
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留 学	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、専修学校、各種学校等の学生・生徒
研 修	研修生
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子
就労の可否は指定される活動の内容による	
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 (外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、大学等卒業後に就職活動を行う継続就職活動者、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等)

出 所 「外国人労働者雇用マニュアル」（東京都都民安全推進本部）

<https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/chian/chiankaizen/gaikokujin/koyoumanyuaru/index.html>

<参考>

<https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/about/pdf/poster-leafret/2019manual.pdf>

(2) 起業と在留資格

外国人は自分の在留資格で許される範囲において日本での活動が認められます。従って外国人が日本で起業するに当たっては、次の2つのケースに分けて考えるとわかりやすいでしょう。

- ① すでに何らかの在留資格をもって日本に在留している場合
(「在留資格変更許可申請」を行います。)
- ② 在留資格を新たに取得する場合
(「在留資格認定証明書」交付申請を行います。)

企業などの経営や管理に従事する際に必要となる在留資格「経営・管理」の取得を例にとれば次のとおりです。

図表2. 現行の在留資格および起業に必要な在留資格
(在留資格「経営・管理」を取得する場合)

現行の在留資格		対応の方法	必要とされる在留資格
① 在留中の場合			
「永住者」 「日本人の配偶者等」 「永住者の配偶者等」 「定住者」		在留資格変更に係る特別の手続きは不要	現行の在留資格 (就労活動に制限なし)
「技術・人文知識・国際業務」 「企業内転勤」など定められた活動での就労が認められている在留資格		「在留資格変更許可申請」により「経営・管理」への在留資格の変更を申請	「経営・管理」
「留学」 ^(注1)	学生のまま 起業する場合	「資格外活動許可」を申請 ^(注2)	「経営・管理」
	卒業と同時に 起業する場合	「在留資格変更許可申請」により「経営・管理」への在留資格の変更を申請	
「短期滞在」		「経営・管理」の「在留資格認定証明書」の交付を申請 ^(注3)	「経営・管理」
② 「在留資格」を有していない場合			
外国に居住中		「経営・管理」の「在留資格認定証明書」の交付を申請	「経営・管理」

(注1) 全国の地方出入国在留管理局・支所に日本での留学生の就職支援に係る専用の相談窓口が開設されています。連絡先、予約方法など詳しくは下記をご覧ください。

「留学生の就職支援に係る専用の事前相談窓口の開設について」(出入国在留管理庁)

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00014.html

(注2) 「資格外活動許可」は在留資格名ではありません。学生に限らず就労活動に制限のない在留資格以外の方は、在留資格に定められた活動のほかに就労活動を行おうとする場合、あらかじめ「資格外活動許可」を受ける必要があります。

(注3) 「短期滞在」から「経営・管理」など他の在留資格への直接的な変更申請は原則として認められていません。日本で起業したいとする外国人が「短期滞在」で日本に滞在している場合は、(法定代理人を立てる必要はなく)本人が、海外から招聘する際の手続き同様「在留資格認定証明書」の交付を申請します(P.9 図表4の2.「在留資格認定証明書を添付する場合」参照)。

ただし、上記原則があるため、たとえ「在留資格認定証明書」が交付されてもそれは「短期滞在」から「経営・管理」への「在留資格変更許可申請」に対する応答ではなく、従って、「経営・管理」という「在留資格認定証明書」が交付されても、「短期滞在」から直接「経営・管理」への変更許可申請は受理されない可能性があります。その場合は、交付を受けた「在留資格認定証明書」により新規に「経営・管理」を取得することになります。

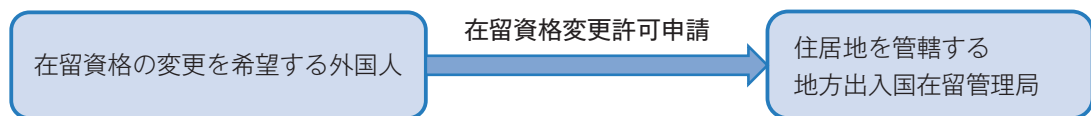
2 在留資格の申請

在留資格に関する申請方法は、申請者が申請時においてすでに日本に中・長期滞在できる在留資格を持っているか、それとも海外に居住しているかによって異なります。日本で起業する場合、前者であれば「在留資格変更許可申請」、後者であれば「在留資格認定証明書交付申請」を行うことになります。

(1) 在留資格の変更

日本に在留する外国人が、在留目的を変更して他の在留資格に該当する活動を行おうとする場合、地方出入国在留管理局に「在留資格変更許可申請」を行い、許可されれば、変更後の在留資格に応じた活動を行うことができます。これを「在留資格の変更」といいます。この方法により、在留中の外国人は日本から一旦出国することなく他の活動のための在留資格を得ることができます。「在留資格変更許可申請」は現行の在留期間内であればいつでも申請できます。なお、「短期滞在」の在留資格は査証（ビザ）が比較的簡易に発給されていることから、「短期滞在」から他の在留資格への変更は「やむを得ない特別な事情」がないかぎり許可されません。

図表3. 「在留資格変更許可申請」



<参考> 「在留資格変更許可申請書」(法務省)

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2-1.html>

Q

現在は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で会社に勤務していますが、自分で事業を起こしたいので、「経営・管理」の在留資格に変更しようと思います。会社設立と在留資格の変更はどちらを先に行うのがよいのでしょうか？

A

この場合、会社を設立した後に変更許可申請を行うことになります。考慮すべきは現在保有している在留資格の期限と「経営・管理」への変更を申請するタイミングです。本質問のケースを入管法に当てはめて解釈すると、「在留資格『技術・人文知識・国際業務』をもって在留する者が当該活動を継続して3か月以上行わないで在留している事実が判明したときは、現に有する在留資格を取り消すことができる」（入管法第22条の4第1項第6号）との規定があります（*）。従って、まず会社を設立し、その後、遅くとも3か月以内に「経営・管理」への在留資格変更許可申請を行うべきといえます。

この辺りのスケジュールをうまく調整しないと、会社は設立できたが「経営・管理」の在留資格は取得できなかったということになりかねません。起業する際には、会社を退職することも含めて事前の十分な準備が欠かせません。

（*）ただし、病気による長期入院など、所定の活動を行わないで在留していることについて正当と認められる合理的理由がある場合は、本号に該当しません（同号括弧書き「当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く」）。

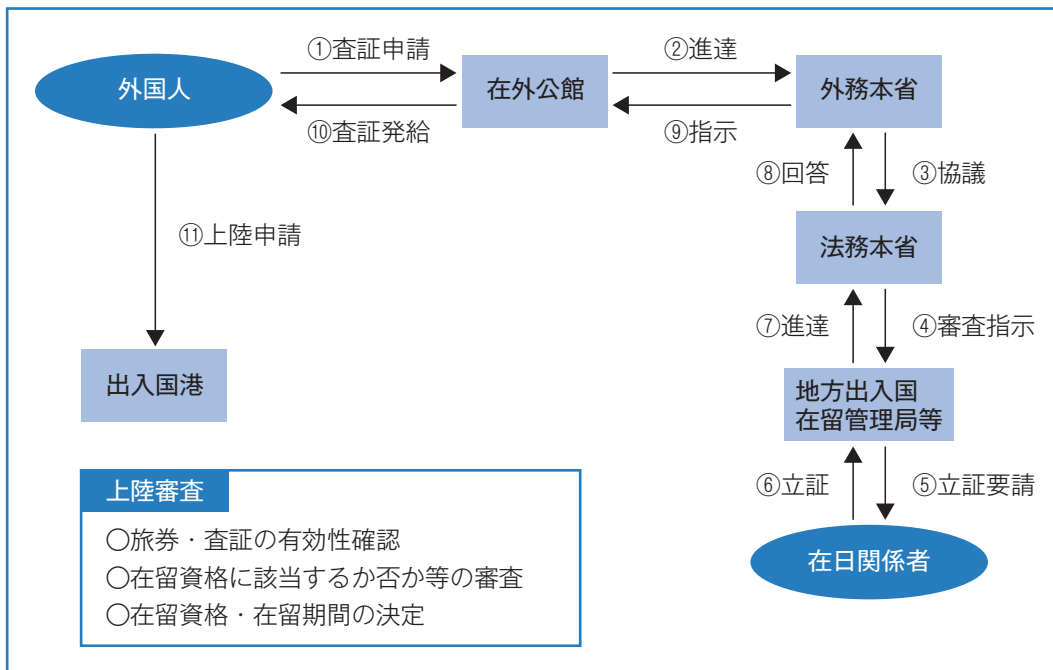
（2）在留資格の新規申請

査証（ビザ）は在外日本公館で申請・取得しますが、就労目的など長期在留のためのビザを申請する場合、在外日本公館では、短期ビザ申請への対応に比べて在留資格に関する条件への適合性などの審査に時間を要します（P.9 図表4. 上陸許可手続きの流れ（1. 「在留資格認定証明書」がない場合）参照）。

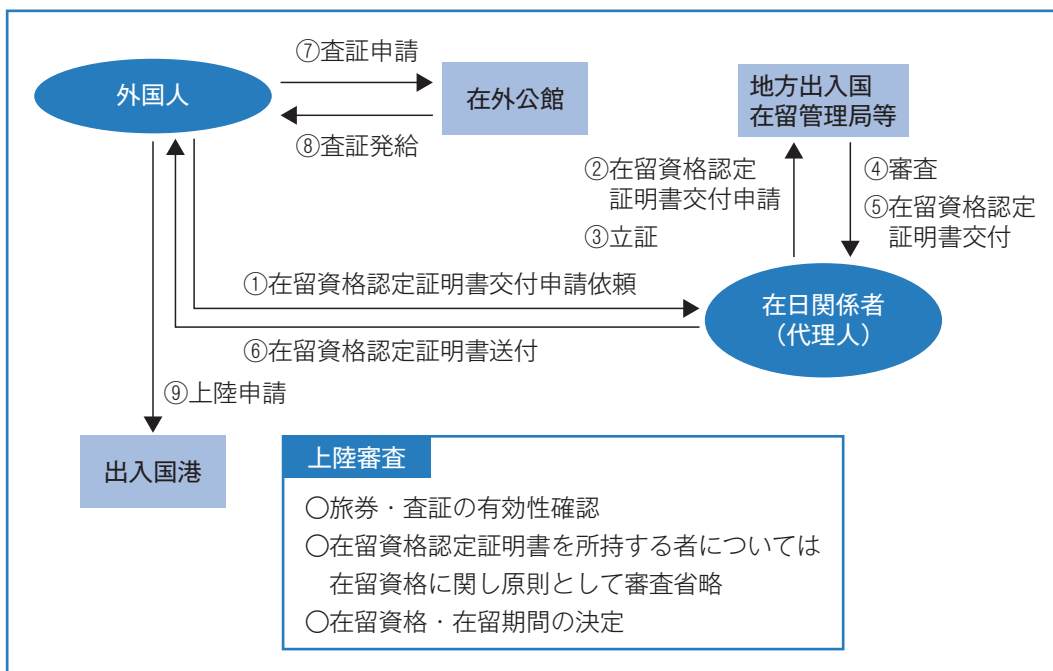
このような事情から、一般的には日本に入国、在留を希望する外国人が行う活動に対して、申請した在留資格の条件に適合しているかどうかを「地方出入国在留管理局」が審査し、その条件に適合すると認めた場合に「在留資格認定証明書」という証明書を発給・交付します。この「在留資格認定証明書」を在外日本公館に提示してビザを申請すれば、通常は入国および在留の条件に適合していると認められ、迅速にビザの発給を受けられます。なお、在留資格「短期滞在」については、在留資格認定証明書交付の対象とされていません。

図表4. 上陸許可手続きの流れ

1. 「在留資格認定証明書」がない場合



2. 「在留資格認定証明書」を添付する場合



出所 「外国人の雇用に関するQ&A」(東京労働局職業安定部)

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/jigyounushi/13-01-19-4_test.html

<参考> 「在留資格認定証明書交付申請書」(法務省)

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1-1.html>

入国・帰国手続 フローチャート (出入国在留管理庁)

http://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nyukoku_flow.html

関連知識

「査証（ビザ）」と「在留資格」の違い

ビザは日本入国（審査）時に必要となるもので、在外日本公館で発給されます。その外国人が持っている旅券（パスポート）が有効であるという「確認」と、ビザに記載された条件により入国することに支障がないという「推薦」の意味合いを持っています。ビザの有効期限は日本で入国審査を受けるまでの期限であり、日本国内での滞在期間とは関係ありません。

これに対し在留資格は、入国港で上陸許可を受けて日本に入国した後に、日本に滞在して活動できる根拠となる資格です。「在留資格認定証明書」は日本上陸のための条件の一つである「日本で行おうとする活動が虚偽のものでなく、かつ、在留資格に該当すること。また、在留資格により上陸許可基準が設けられている場合には、その基準にも適合していること」を証明するもので、この証明書を上陸審査の際に提示することで上陸審査がスムーズに行われます。なお、観光や親族訪問、短期商用などの渡航目的が該当する「短期滞在」の在留資格はこの「在留資格認定証明書」制度の対象となっておりません。

在留資格認定証明書を所持しているだけでは入国できません。在外日本公館で在留資格認定証明書を提示してビザの発給を受ける必要があります。また、在留資格認定証明書は入国を保証するものではなく、上陸審査時において事情変更などの理由により上陸許可基準に適合しない事実が判明した場合などでは上陸が許可されないこともあります。

(3) 在留資格の更新

在留資格を有して日本に滞在する外国人が、与えられた在留期間内に所期の在留目的を達成できない場合、在留資格との関係では次の2つの方法が考えられます。

a. 一旦出国し、改めて在留資格を取得した上で入国する

外国人が一旦出国し、改めて在留資格認定証明書とビザを取得するとなると、外国人にとって大きな負担となります。そこで入管法では、在留期間満了後も引き続きそれまでと同じ在留資格での活動を希望する場合（例：経営者が日本での事業活動を継続する場合）、法務大臣の許可を前提として在留期間の更新を受けることができる制度があります（入管法第21条）。ただし、在留期間の更新は外国人の権利として保証されているものではなく、その許否は法務大臣の自由裁量です。

b. 本邦にとどまり在留期間を更新する

更新申請期間は在留期間の満了する日以前（6か月以上の在留期間を有する者にとっては在留期間の満了するおおむね3か月前から）です。入院、長期の出張など特別な事情が認められる場合は、3か月以上前から申請を受け付けることもあります。事前に申請される地方出入国在留管理官署へお問い合わせ下さい。

<参考> 「在留期間更新許可申請」(法務省)

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3-1.html>

3 在留資格別解説

起業して自ら経営者として事業を始める場合の在留資格は「経営・管理」です。一方、在留資格「経営・管理」の申請者の業務内容に経営活動や管理活動が含まれていても、それが主たる活動とは認められない、あるいは会社の事業規模などから考えて在留資格「経営・管理」を与えることは適当ではないなどの場合において、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の要件を満たすと判断されたときには「技術・人文知識・国際業務」の在留資格が与えられることがあります。また、在留資格「企業内転勤」は、企業活動の国際的展開に対応したもので、人事異動により外国の事業所から日本の事業所に転勤してくる外国人を受け入れるために設けられたものですが、活動内容は「技術・人文知識・国際業務」と同じです。

「技術・人文知識・国際業務」や「企業内転勤」の在留資格は起業に直接結びつく在留資格ではありませんが、読者に理解をより深めていただくため、本ガイドブックではこれらも取り上げて解説することとします。

(1) 在留資格「経営・管理」

この在留資格は、企業などの経営・管理活動に従事する外国人の受け入れ促進を目指して設けられているものです。外国人が経営・管理活動を行う事業所は、外国資本企業であるか国内資本企業であるかを問いません。外国人である申請人自らによる出資は必ずしも要件とはなっていませんが、日本において投資を行い、事業を運営する活動に対して与えられる在留資格であるため、活動内容によっては在留資格の許可を得るために「相当額の投資」を行っていることを証明する必要があります。この投資の証明は、これから行おうとする投資の説明ではなく、投資をした実績の説明・証明です。

在留資格を与えるに当たっては実際に行う業務の内容が吟味されます。とりわけ、新たに事業を始める場合（この時点では申請人はまだ事業に参画していません）、事業開始に至った経緯、資金の出所、事務所の確保状況、事業内容の具体性、および申請人が実質的に当該事業を行う者であるかなど事業への関与の度合いなどをもとに判断されます。

すでに日本国内で営まれている事業に経営者や管理者として参画する場合も原則として同様です。

1)「経営・管理」の該当範囲

入管法別表第1の2（抜粋）

在留資格	本邦において行うことができる活動
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）

（注） 表中に記述の「この表」とは「入管法別表第1の2」のことです。

「本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動」とは、事業の経営または管理に実質的に従事することです。

このうち前段の「本邦において貿易その他の事業の経営を行い」は、①日本において活動の基盤となる事務所などを開設し、貿易その他の事業の経営を開始して経営を行うこと、②日本においてすでに営まれている貿易その他の事業の経営に参画すること、および③日本において貿易その他の事業の経営を開始した者または日本におけるこれらの事業の経営を行っている者に代わってその経営を行うことです。

具体的な役職でみると、事業の運営に関する重要事項の決定・業務の執行・監査の業務などに従事する代表取締役、取締役、監査役など組織の戦略的意思決定を行うレベルの活動が該当します。

後段の「当該事業の管理に従事する」は、①日本において経営を開始してその経営を行っている事業または経営に参画している事業の管理に従事すること、および②日本において貿易その他の事業の経営を開始した者または日本におけるこれらの事業の経営を行っている者に代わってその事業の管理に従事することです。

具体的事例では、事業を管理する業務に従事する部長、工場長、支店長など組織の管理的意思決定者としての活動が該当します。

2) 事務所、事業規模

「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」(基準省令)(抜粋)

活動	基準
「経営・管理」に係る活動	<p>申請人が次のいずれにも該当していること。</p> <p>1 申請に係る事業を営むための事業所が本邦に存在すること。ただし、当該事業が開始されていない場合にあつては、当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること。</p> <p>2 申請に係る事業の規模が次のいずれかに該当していること。</p> <p>イ その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する2人以上の常勤の職員(法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)が従事して営まれるものであること。</p> <p>ロ 資本金の額又は出資の総額が500万円以上であること。</p> <p>ハ イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること。</p> <p>3 申請人が事業の管理に従事しようとする場合は、事業の経営又は管理について3年以上の経験(大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。)を有し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>

(注) 表中2のイに記述の「法別表第1」とは「入管法別表第1」のことです。

「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」(以下、「基準省令」)では、「経営・管理」に係る活動については、日本に事業所を有して事業を営むことが要件とされています(*)。賃貸契約書などにより事務所が当該法人などによる使用であることを明確にし、電話、コピー機、パソコンなど、通常ビジネスを行う上で不可欠な機器を備えた、もっぱら当該事業を営むための事務所として使用する施設が日本に確保される必要があります。週単位、月単位など、短期間で借用する賃貸スペースで営む場合は、それを合理的とする特別の事情がない限り基準に適合しているとは認められません。

(*) インキュベーター(経営アドバイスの提供や企業運営に必要なビジネスサービスへの橋渡しなどを行う団体・組織)が支援している場合で、申請人から当該事業所に係る使用承諾書などの提出があったときは、(独)日本貿易振興機構(JETRO)対日投資ビジネスサポートセンター(IBSC)や、その他のインキュベーションオフィスなどの一時的な住所や事業所など、起業支援を目的に一時的に事業用オフィスとして貸与されているものが確保できれば、基準省令にある「事業所の確保(存在)」の要件に適合しているものとして取り扱われます。

関連知識

事業所が確保されていると認められた事例

Aは日本において株式会社を設立し、販売事業を営むとして在留資格認定証明書交付申請を行った。会社事務所と住居部分の入り口は別となっており、事務所入り口には会社名を表す標識が設置されていた。また、事務所にはパソコン、電話、事務机、コピー機などの事務機器が設置されるなどしており、事業所が確保されていると認められた。

事業所が確保されているとは認められなかった事例

Bは日本において法人を設立し、総販売代理店を営むとして在留資格認定証明書交付申請を行った。提出された資料から事業所が住居であると思われ、調査したところ、そこは2階建てアパートで、郵便受けや玄関には社名を表す標識などはなかった。また、居室内も事務機器などは設置されておらず、家具などの日常生活を営む備品のみであったことから、事業所が確保されているとは認められなかった。

事業規模については、例えば、外国人が個人事業の形態で事業を始めようとする場合に、常勤職員が1人しか従事していないようなとき、基準を満たすにはもう1人を従事させるのに要する費用（概ね250万円）を追加投資して営まれるような事業規模が考えられます。500万円以上の投資とは、当該事業を営むのに必要なものとして投下されている総額であり、①事業所として使用する施設の確保に係る経費、②役員報酬および事務所で雇用する職員に支払われる報酬に係る経費、および③事務用機器代、不動産賃借料など事務所の維持に係る経費が対象となります。投資額500万円以上については、毎年500万円の投資を行うことを求められているものではなく、一度投資された500万円以上の投資がその後も引き揚げることなく維持されていればよいとされています。

一般に、会社の借入金はそれが会社の事業資金であってもただちには投資された金額とはなり得ませんが、その外国人が当該借入金について個人保証しているなどの特別の事情があれば本人の投資額とみる余地もあるとされています。

なお、事業資金の出所につき、留学生が起業に際し多額の投資をした場合は、在留資格「留学」で在留していた間の資格外活動との関係において、原資の出所が審査における重要な判断要素となります。

Q

会社を設立する前に在留資格「経営・管理」を取得することはできますか？

A

原則としてできません。就労できる在留資格は、日本において申請者（外国人）が就労できる事業体が確保されているとの前提で発給されるものです。ただし、4か月の在留資格「経営・管理」を取得する場合、および一部の自治体が実施している「外国人起業活動促進事業」（P.32参照）を利用する場合は、制度上、事業体の設立前でも取得できることになっています。

関連知識

2名以上の外国人が共同で事業を経営する場合の取り扱いについて

「経営・管理」の在留資格に該当する活動は、事業の経営または管理に実質的に参画する者としての活動ですので、役員に就任しているということだけでは当該在留資格に該当するものとは言えません。また、複数の外国人が事業に参画する場合、それぞれの外国人の活動が「経営・管理」の在留資格に該当するためには、当該事業の規模、業務量、売り上げなどの状況を勘案し、事業の経営または管理を複数の外国人が行う合理的な理由があるものと認められる必要があります。実際には、従事することとなる具体的な業務の内容、役員として支払われることとされる報酬額などを勘案し、これらの外国人の行う活動が事業の経営または管理に当たるものであるか否かを判断することとなります。

具体的には(1)事業の規模や業務量などの状況を勘案して、それぞれの外国人が事業の経営または管理を行うことについて合理的な理由が認められること、(2)事業の経営または管理に係る業務について、それぞれの外国人ごとに従事することとなる業務の内容が明確になっていること、(3)それぞれの外国人が経営または管理に係る業務の対価として相当の報酬額の支払いを受けることとなっていること、などの条件が満たされている場合に、それぞれの外国人全員について「経営・管理」の在留資格に該当するとの判断が可能と言えます。具体的事例を挙げると次のとおりです。

事例1：外国人A、Bがそれぞれ500万円出資して本邦において輸入雑貨業を営むX社（資本金1,000万円）を設立した。Aは通関手続きをはじめ輸出入業務など海外取引の専門家であり、Bは輸入した物品の品質・在庫管理および経理の専門家である。Aは海外取引業務の面から、Bは輸入品の管理および経理面からそれぞれX社の業務状況を判断し、経営方針については共同経営者として合議で決定することとしている。各人の報酬は事業収益からそれぞれの出資額に応じた割合で支払われることとなっている。

事例2：外国人C、Dがそれぞれ600万円、800万円を出資して、本邦において運送サービス業を営む資本金1,400万円のY社を共同で設立した。運送サービスを行う担当地域を設定した上で、各人がそれぞれの地域を担当、各自の担当地域について事業の運営を行っている。Y社全体としての経営方針はC、Dの合議で決定することとし、各人の報酬は事業収益からそれぞれの出資額に応じた割合で支払われることとなっている。

3) 事業の管理に従事する場合の要件

P.14に示す基準省令中の3号(*)は、外国人が同省令中の1号、2号の各要件を満たした上で「貿易その他の事業の管理に従事しようとする場合」に付加される基準です。

(*)「申請人が事業の管理に従事しようとする場合は、事業の経営又は管理について3年以上の経験(大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。)を有し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。」

後段の「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること」については、比較の対象は申請人が就労する機関において同じ業務に就く日本人に支払われる報酬ですが、同比較が困難な場合は、他の同種企業における同種業務での報酬が参考にされます。「3年以上の経験」は「大学」ではなく「大学院」における経験であることに注意してください。なお、大卒であるかどうかなど学歴そのものは要件とはなっていません。

4) 事業の継続性

事業の継続性については、事業活動が確実に行われることが見込まれることが必要です。通常の企業活動の中で赤字決算となることもあるところから、事業の継続性をみるに当たっては、単年度の決算状況を重視するのではなく、直近2期の決算状況により判断されることとなります。

そして、「直近期末および直近期前期末ともに債務超過である場合」、または「直近期および直近期前期において共に売上総利益がない場合」には、事業の継続性があるとは認められません。後者の理由は、単期に特別な事情から売上総利益がない場合があることも想定されますが、2期連続して売上総利益がないということは、当該企業が主たる業務を継続的に行える能力を有しているとは認められないためです。なお、これ以外のケースであっても、中小企業診断士や公認会計士など企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が評価を行った書面(評価の根拠となる理由が記載されているものに限る)の提出がさらに求められる場合があります。詳しくは次の資料をご覧ください。

「外国人経営者の在留資格基準の明確化について」(出入国在留管理庁)

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan43.html

Q

日本では資本金 1 円でも会社の設立が可能と聞きました。他方、「経営・管理」の在留資格を取得するためには500万円以上の投資が必要であるということは、外国人は500万円以上の資本金を用意しないと会社が設立できないということでしょうか？

A

会社を設立するための最低資本金と在留資格とは直接関係しません。ただし、資本金 1 円でも会社設立は可能ですが、「経営・管理」の在留資格を取得するためには「500万円以上の投資」という条件に見合う資本金を用意する必要があります。それができないと、「会社は設立できたが適法な在留資格を取得できない」という結果になる可能性があります。なお、「永住者」や「定住者」など就労活動に制限のない在留資格（P.4 図表 1. 「在留資格一覧」参照）を持っていれば、資本金 1 円で会社を設立し、事業を運営することが可能となります。

5) 提出資料

在留資格「経営・管理」に係る申請（「在留資格認定証明書交付申請」「在留期間更新許可申請」「在留資格変更許可申請」）を行う場合、提出資料（立証資料）は申請人の所属機関の категория に応じて定められています。

「経営・管理」の「在留資格認定証明書交付申請」時の category 区分および提出資料は次のとおりです。

5)–1 カテゴリー区分

category 別の機関（「経営・管理」の場合）

<p><category 1></p> <p>(1) 日本の証券取引所に上場している企業</p> <p>(2) 保険業を営む相互会社</p> <p>(3) 外国の国または地方公共団体</p> <p>(4) 日本の国・地方公共団体認可の公益法人</p> <p>(5) 高度専門職省令第 1 条第 1 項各号の表の特別加算の項の中欄イまたはロの対象企業（イノベーション創出企業）</p> <p>(6) 一定の条件を満たす企業など</p>
<p><category 2></p> <p>前年分の給与所得の源泉徴収票などの法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人</p>
<p><category 3></p> <p>前年分の職員の給与所得の源泉徴収票などの法定調書合計表が提出された団体・個人（category 2 を除く）</p>
<p><category 4></p> <p>上のいずれにも該当しない団体・個人</p>

出所 (出入国在留管理庁)

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00088.html

5)ー2 必要書類

4つのカテゴリー区分をおおまかにいえば、カテゴリー1は上場企業、公共団体、独立行政法人など経営の安定性や継続性にあまり問題がないとみられる機関で、以下、順に事業規模が小さくなっており、カテゴリー4は個人事業主などが該当します。カテゴリー3および4については、通常、カテゴリー1および2に比べて多くの資料を要求されます。このことは、前者は後者に比べて審査が入念に行われることを意味します。

外国人が日本で起業する場合、カテゴリー4に該当するケースが多いと考えられるところから、本項ではカテゴリー4で必要とされる書類を中心に説明します。

提出資料（「経営・管理」の場合）

申請先：居住予定地／受け入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理官署	
提出時期：入国以前に交付を受けることができるよう余裕をもって提出	
＜提出資料＞（日本での活動内容に応じた資料）	
A. 全カテゴリーに共通	
1. 在留資格認定証明書交付申請書	1 通
2. 写真（縦4 cm×横3 cm、申請前3か月以内に撮影、正面、無帽、無背景）	1 葉
3. 返信用封筒（定形封筒、宛先明記、404円分切手（簡易書留用）貼付）	1 通
4. 上記カテゴリーのいずれかに該当することを証明する文書（適宜） 例：前年分の職員の給与と所得の源泉徴収票などの法定調書合計表（受付印のあるものの写し）（カテゴリー2、カテゴリー3の場合）	
B. カテゴリー4の場合	
5. 申請人の活動の内容などを明らかにする次のいずれかの資料	
(1) 日本法人である会社の役員に就任する場合 役員報酬を定める定款の写しまたは役員報酬を決議した株主総会の議事録（報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録）の写し	1 通
(2) 外国法人内の日本支店に転勤する場合および会社以外の団体の役員に就任する場合 地位（担当業務）、期間および支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書（派遣状、異動通知書など）	1 通
(3) 日本において管理者として雇用される場合 労働基準法第15条第1項および同法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書（雇用契約書など）	1 通
6. 日本において管理者として雇用される場合、事業の経営または管理について3年以上の経験（大学院において経営または管理に係る科目を専攻した期間を含む）を有することを証する文書	
(1) 関連する職務に従事した機関ならびに活動の内容および期間を明示した履歴書	1 通
(2) 関連する職務に従事した期間を証明する文書（大学院において経営または管理に係る科目を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む）	1 通

7. 事業内容を明らかにする次のいずれかの資料	
(1) 当該事業を法人において行う場合には、当該法人の登記事項証明書の写し（法人の登記が完了していないときは、定款その他法人において当該事業を開始しようとしていることを明らかにする書類の写し）	1 通
※本邦において法人を設立する場合と、外国法人の支店を本邦に設置する場合との別を問わない。	
(2) 勤務先などの沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む）などが詳細に記載された案内書	1 通
(3) その他の勤務先などの作成した上記(2)に準ずる文書	1 通
8. 事業規模を明らかにする次のいずれかの資料	
(1) 常勤の職員が2人以上であることを明らかにする当該職員に係る賃金支払いに関する文書および住民票その他の資料	
(2) 登記事項証明書	1 通
※7(1)で提出していれば提出不要	
(3) その他事業の規模を明らかにする資料	1 通
9. 事務所用施設の存在を明らかにする資料	
(1) 不動産登記簿謄本	1 通
(2) 賃貸借契約書	1 通
(3) その他の資料	1 通
10. 事業計画書の写し	1 通
11. 直近の年度の決算文書の写し	1 通
12. 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票などの法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料	
(1) 源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料	1 通
(2) 上記(1)を除く機関の場合	
ア 給与支払事務所などの開設届出書の写し	1 通
イ 次のいずれかの資料	
(ア) 直近3か月分の給与所得・退職所得などの所得税徴収高計算書（領収日付印のあるものの写し）	1 通
(イ) 納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料	1 通

(注) 「申請人」とは日本への入国・在留を希望している外国人のことです。日本で発行される証明書は全て発行日から3か月以内のものを提出してください。審査の過程において、上記以外の資料が求められる場合があります。

出所 (出入国在留管理庁)

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00088.html

在留資格「経営・管理」に係る「在留期間更新許可申請」および「在留資格変更許可申請」に関する提出資料ほか詳細は次の資料で確認できます。

「在留期間更新許可申請」 <http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3-1.html>

「在留資格変更許可申請」 <http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2-1.html>

(2) 在留資格「技術・人文知識・国際業務」

この在留資格は2014年の入管法改正によりそれまでの「技術」と「人文知識・国際業務」の在留資格の区分を廃止し、専門的・技術的分野における包括的な在留資格として創設されたものです。これにより理系（「技術」）、文系（「人文知識・国際業務」）の間で配置転換があった場合でも在留資格を変更する必要がなくなりました。学際分野での活動に係る手続きが簡素化されたと言えるでしょう。

1) 「技術・人文知識・国際業務」の該当範囲

入管法別表第1の2（抜粋）

在留資格	本邦において行うことができる活動
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（1の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。）

（注） 表中に記述の「1の表」とは「入管法別表第1の1」、「この表」とは「入管法別表第1の2」のことです。

「本邦の公私の機関」には国、地方公共団体、独立行政法人、会社、公益法人などの法人のほか、任意団体も含まれます。また、日本に事務所や事業所などを有する諸外国の国や地方公共団体（地方政府を含む）、外国の法人なども含まれます。このほか法人格のない個人であっても、基準に沿った事務所や事業所などを日本に有する場合はこれに該当します。

「契約」には雇用、委任、委託、嘱託などが含まれますが、特定の機関（複数でも可）との継続的なものであることを要します。

2) 活動内容

「技術・人文知識・国際業務」の活動内容は次の3つに区分されます。

① 「技術」：自然科学の分野に属する技術や知識を要する業務に従事する活動

ここで言う「技術」とは、大学またはこれと同等以上の教育により理系の科目を専攻した、あるいは当該分野において10年以上の実務経験（大学、高等専門学校などにおいて当該技術に関連した科目を専攻した場合はその期間を含む）を有するなど学術上の素養を備え、理論を実際に応用・処理するための自然科学（理学、工学、農学、医学、歯学、薬学など）の分野における能力を意味します。「自然科学の分野に属する技術や知識を要する業務」としているのは、学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務遂行を念頭に置いているためです。この在留資格をもって在留する者は、例えばコンピュータ技師、バイオテクノロジー技師などです。

② 「人文知識」：人文科学の分野に属する技術や知識を要する業務に従事する活動

当該業務は大学などにおいて文系の科目を専攻して修得した一定水準以上の専門知識が必要とされるもので、①の文系版といえます（10年以上の実務経験に関する規定は「技術」の項参照）。金融、会計、コンサルタントなどが該当します。

③ 「国際業務」：外国の文化に基盤を有する思考や感受性を必要とする業務に従事する活動

外国に特有の文化に根ざす「一般の日本人が持ち合わせていない思考方法や感受性（＝外国人特有の感性）」を必要とする業務を意味します。本人が外国人であるということだけでは足りず、当該外国人が持っている思考や感性は日本文化の中では育まれないようなものであり、かつ、それらがなければできない業務のことです。

申請人は次のいずれにも該当していることが必要です。

- － 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝または海外取引業務、服飾もしくは室内装飾に係るデザイン、商品開発そのほかこれらに類似する業務に従事すること
- － 従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験を有すること（ただし、日本の大学を卒業している者が翻訳、通訳、語学の指導に従事する場合は、関連する業務について3年以上の実務経験がなくても専攻に関係なく認められます。）

3) 報酬

いずれの場合も日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることが必要です。

4) 該当する業務の事例

①	本国において電気通信工学を専攻して大学を卒業し、同国にある日本の電気通信設備工事業を行う会社の子会社に雇用された後、日本にある親会社との契約に基づき、月額約24万円の報酬を受けて、コンピュータプログラマーとして、開発に係るソフトウェアについて顧客との仕様の調整および仕様書の作成などの業務に従事するもの。
②	本国において工学、情報処理などを専攻して大学を卒業し、証券会社などにおいてリスク管理業務、金融派生商品のリサーチ部門などに所属してシステム開発に従事した後、日本の外資系証券会社との契約に基づき、月額約83万円の報酬を受けて、取引レポート、損益データベースなどの構築に係る業務に従事するもの。
③	経営学を専攻して日本の大学を卒業し、日本の航空会社との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、国際線の客室乗務員として、緊急事態対応・保安業務のほか、乗客に対する母国語、英語、日本語を使用した通訳・案内などを行い、社員研修などにおいて語学指導などの業務に従事するもの。

出所 「「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について」（出入国在留管理庁）

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan69.html

5) 提出資料

在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る申請（「在留資格認定証明書交付申請」「在留期間更新許可申請」「在留資格変更許可申請」）を行う場合、提出資料（立証資料）は申請人の所属機関の категория に応じて定められています。

「技術・人文知識・国際業務」の「在留資格認定証明書交付申請」時の category 区分および提出資料は次のとおりです。

5)–1 カテゴリー区分

category 別の機関（「技術・人文知識・国際業務」の場合）

<p>< category 1 ></p> <ol style="list-style-type: none">(1) 日本の証券取引所に上場している企業(2) 保険業を営む相互会社(3) 日本または外国の国・地方公共団体(4) 独立行政法人(5) 特殊法人・認可法人(6) 日本の国・地方公共団体認可の公益法人(7) 法人税法別表第1に掲げる公共法人(8) 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イまたは口の対象企業（イノベーション創出企業）(9) 一定の条件を満たす企業など
<p>< category 2 ></p> <p>前年分の給与所得の源泉徴収票などの法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人</p>
<p>< category 3 ></p> <p>前年分の職員の給与所得の源泉徴収票などの法定調書合計表が提出された団体・個人（category 2を除く）</p>
<p>< category 4 ></p> <p>上のいずれにも該当しない団体・個人</p>

出所 (出入国在留管理庁)

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00089.html

5)ー2 必要書類

先述の在留資格「経営・管理」の項同様、本項においてもカテゴリー4で必要とされる書類を中心に説明します。

提出資料（「技術・人文知識・国際業務」の場合）

申請先：居住予定地／受け入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理官署	
提出時期：入国以前に交付を受けることができるよう余裕をもって提出	
＜提出資料＞（日本での活動内容に応じた資料）	
A. 全カテゴリーに共通	
1. 在留資格認定証明書交付申請書	1 通
2. 写真（縦4cm×横3cm、申請前3か月以内に撮影、正面、無帽、無背景）	1 葉
3. 返信用封筒（定形封筒、宛先明記、404円分切手（簡易書留用）貼付）	1 通
4. 上記カテゴリーのいずれかに該当することを証明する文書（適宜） 例：前年分の職員の給与所得の源泉徴収票などの法定調書合計表（受付印のあるもの の写し）（カテゴリー2、カテゴリー3の場合）	
5. 専門学校を卒業し、専門士または高度専門士の称号を付与された者については、専門士または高度専門士の称号を付与されたことを証明する文書	1 通
B. カテゴリー4の場合	
6. 申請人の活動の内容などを明らかにする次のいずれかの資料	
(1) 労働契約を締結する場合 労働基準法第15条第1項および同法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書	1 通
(2) 日本法人である会社の役員に就任する場合 役員報酬を定める定款の写しまたは役員報酬を決議した株主総会の議事録（報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録）の写し	1 通
(3) 外国法人内の日本支店に転勤する場合および会社以外の団体の役員に就任する場合 地位（担当業務）、期間および支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書	1 通
7. 申請人の学歴および職歴その他経歴などを証明する文書	
(1) 申請に係る技術または知識を要する職務に従事した機関および内容ならびに期間を明示した履歴書	1 通
(2) 学歴または職歴などを証明する次のいずれかの文書	
ア 大学などの卒業証明書またはこれと同等以上の教育を受けたことを証明する文書。なお、DOEACC制度の資格保有者の場合は、DOEACC資格の認定証（レベル「A」、「B」又は「C」に限る）	1 通
イ 在職証明書など関連する業務に従事した期間を証明する文書（大学、高等専門学校、高等学校または専修学校の専門課程において当該技術または知識に係る科目を専攻した期間の記載された当該学校からの証明書を含む）	1 通
ウ IT技術者については、法務大臣が特例告示をもって定める「情報処理技術」に関する試験または資格の合格証書または資格証書	1 通
※5. の資料を提出している場合は不要	
エ 外国の文化に基盤を有する思考または感受性を必要とする業務に従事する場合（大学を卒業した者が翻訳・通訳または語学の指導に従事する場合を除く）は、関連する業務について3年以上の実務経験を証明する文書	1 通

8. 登記事項証明書	1 通
9. 事業内容を明らかにする次のいずれかの資料	
(1) 勤務先などの沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む）などが詳細に記載された案内書	1 通
(2) その他の勤務先などの作成した上記(1)に準ずる文書	1 通
10. 直近の年度の決算文書の写し。新規事業の場合は事業計画書	1 通
11. 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票などの法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料	
(1) 源泉徴収の免除を受ける機関の場合 外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料	1 通
(2) 上記(1)を除く機関の場合	
ア 給与支払事務所などの開設届出書の写し	1 通
イ 次のいずれかの資料	
(ア) 直近3か月分の給与所得・退職所得などの所得税徴収高計算書（領収日付印のあるものの写し）	1 通
(イ) 納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料	1 通

(注) 「申請人」とは日本への入国・在留を希望している外国人のことです。日本で発行される証明書は全て発行日から3か月以内のものを提出してください。審査の過程において、上記以外の資料が求められる場合があります。

出所 (出入国在留管理庁)

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00089.html

在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る「在留期間更新許可申請」および「在留資格変更許可申請」に関する提出資料ほか詳細は次の資料で確認できます。

「在留期間更新許可申請」<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3-1.html>

「在留資格変更許可申請」<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2-1.html>

(3) 在留資格「企業内転勤」

在留資格「企業内転勤」は、企業活動の国際的進展に対応し、人事異動により外国にある事業所から日本にある事業所に転勤する技術者などを受け入れるために設けられたものです。活用されるケースとしては、日本にある新設の日本法人や支店が海外にある本社から要員を受け入れる、あるいは、日本にある企業が技術者などを必要とする場合に、費用対効果や確実性を考えて、新たに外国人を雇用するよりも海外の子会社などから業務に精通した人材を転勤させるなどが想定されます。

ただし、業務の内容は在留資格「技術・人文知識・国際業務」に規定されている業務に携わることが条件であり、たとえ親会社と子会社間などでの転勤であっても、単純労働に就労することは認められません。なお、企業内転勤者が日本にある企業の経営または管理に従事する場合は、在留資格「経営・管理」に該当します。

1) 「企業内転勤」の該当範囲

入管法別表第1の2（抜粋）

在留資格	本邦において行うことができる活動
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動

(注) 表中に記述の「この表」とは「入管法別表第1の2」のことです。「本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関」には、日本にある民間企業、公社、独立行政法人およびその他の団体（JETRO、経団連など）が含まれます。また、外国の政府関係機関または外国の地方公共団体（地方政府を含む）も含まれます。

2) 活動内容

在留資格「企業内転勤」を持っている外国人が行うことのできる活動は、すでに述べた在留資格「技術・人文知識・国際業務」に対応する活動に限られます。在留資格「技術・人文知識・国際業務」で行う活動と相違している点は、転勤先の特定の事業所においてしか活動できないこと、および転勤期間を定めた活動であることです。入管法別表第1の2にみる「期間を定めて転勤して」とは、日本での勤務が一定期間に限られていることを意味し、期間の限定なく日本で勤務する者は含まれません（*）。

(*) 所定の要件を満たせば在留期間は更新可能ですので、転勤期間が入管法の定める在留期間（「企業内転勤」の場合、5年、3年、1年または3か月）に限られるものではありません。

図表5. 「技術・人文知識・国際業務」と「企業内転勤」との相違

在留資格	活動内容	活動場所	活動期間
技術・人文知識・国際業務	同じ	契約に基づく本邦の公私の機関	付与された在留期間
企業内転勤		転勤した先の特定の事業所に限定	付与された在留期間 (ただし、一定の転勤期間が 特定されること)

申請人は次の要件に該当している必要があります。

- 申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務に継続して1年以上（*）従事していること。
- （*）本邦にある当該事業所において業務に従事していた期間がある場合には、その期間を合算した期間
- 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

3) 転勤の種類

転勤は、通常、同一企業内での異動が対象になりますが、系列企業への出向なども転勤に含まれます。この場合の系列企業とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」第8条（*）に規定されている「親会社」、「子会社」および「関連会社」を指し、入管法において「企業内転勤」が認められる具体的な異動の範囲はP.28 図表6. のとおりです（日本に本店を置くものに限られることなく、外国企業、外資系企業、合併企業などの事業所間の企業内転勤も含まれます）。

（*）第8条3項：

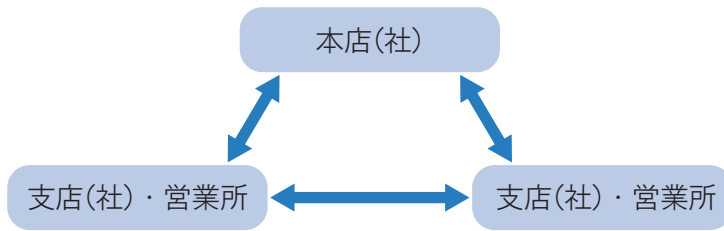
この規則において「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関を言う。以下「意思決定機関」と言う。）を支配している会社等を言い、「子会社」とは、当該他の会社等を言う。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。

第8条5項：

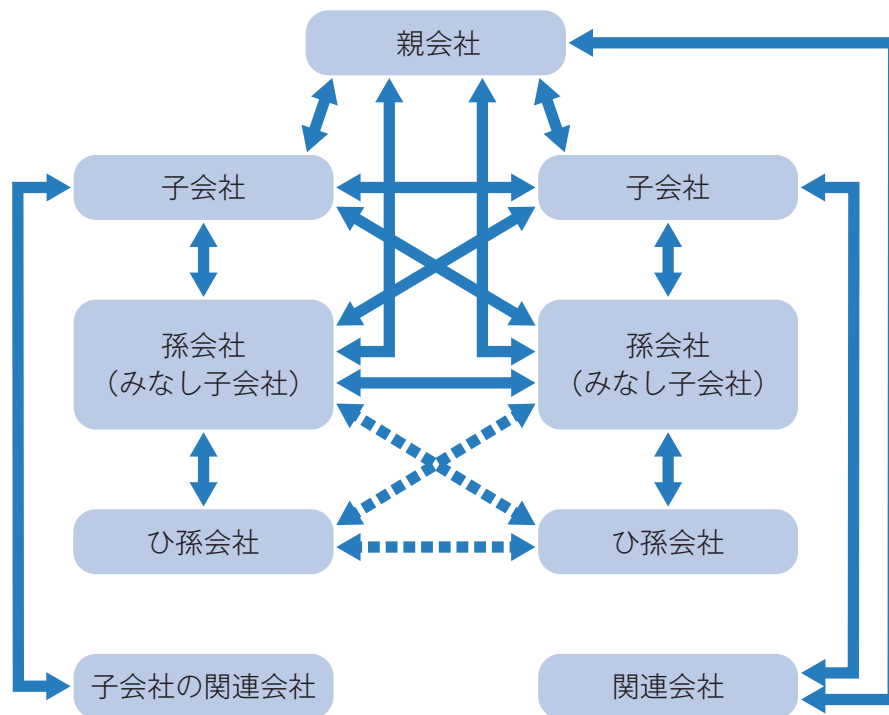
この規則において「関連会社」とは、会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等を言う。



図表6. 企業内転勤の範囲

1. 本店(社)と支店(社)・営業所間の異動



2. 親会社、子会社、孫会社、ひ孫会社間の異動



(注)  : 在留資格「企業内転勤」における「転勤」に該当することを意味します。
 : ひ孫会社間の異動および孫会社とひ孫会社間の異動は、親会社が孫会社、ひ孫会社まで一貫して100%出資している場合に限り企業内転勤の対象とされます。

4) 提出資料

在留資格「企業内転勤」に係る申請（「在留資格認定証明書交付申請」「在留期間更新許可申請」「在留資格変更許可申請」）を行う場合、提出資料（立証資料）は申請人の所属機関の категория に応じて定められています。

「企業内転勤」の「在留資格認定証明書交付申請」時の category 区分および提出資料は次のとおりです。

4) - 1 カテゴリー区分

category 別の機関（「企業内転勤」の場合）

<p>< category 1 ></p> <ol style="list-style-type: none">(1) 日本の証券取引所に上場している企業(2) 保険業を営む相互会社(3) 日本または外国の国・地方公共団体(4) 独立行政法人(5) 特殊法人・認可法人(6) 日本の国・地方公共団体認可の公益法人(7) 法人税法別表第1に掲げる公共法人(8) 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イまたはロの対象企業（イノベーション創出企業）(9) 一定の条件を満たす企業など
<p>< category 2 ></p> <ol style="list-style-type: none">(1) 前年分の給与所得の源泉徴収票などの法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人(2) 在留申請オンラインシステムの利用申し出の承認を受けている機関
<p>< category 3 ></p> <p>前年分の職員の給与所得の源泉徴収票などの法定調書合計表が提出された団体・個人（category 2を除く）</p>
<p>< category 4 ></p> <p>上のいずれにも該当しない団体・個人</p>

出所 (法務省)

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/shin_zairyu_nintei10_13.html

4)ー2 必要書類

先述の在留資格「経営・管理」「技術・人文知識・国際業務」の項同様、本項においてもカテゴリ－4で必要とされる書類を中心に説明します。

提出資料（「企業内転勤」の場合）

申請先：居住予定地／受け入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理官署	
提出時期：入国以前に交付を受けることができるよう余裕をもって提出	
＜提出資料＞（日本での活動内容に応じた資料）	
A. 全カテゴリ－に共通	
1. 在留資格認定証明書交付申請書	1 通
2. 写真（縦4 cm×横3 cm、申請前3か月以内に撮影、正面、無帽、無背景）	1 葉
3. 返信用封筒（定形封筒、宛先明記、404円分切手（簡易書留用）貼付）	1 通
4. 上記カテゴリ－のいずれかに該当することを証明する文書（適宜） 例：前年分の職員の給与所得の源泉徴収票などの法定調書合計表（受付印のあるもの の写し）（カテゴリ－3の場合）	
B. カテゴリ－4の場合	
5. 申請人の活動の内容などを明らかにする次のいずれかの資料 （活動内容、期間、地位および報酬を含む）	
(1) 法人を異にしない転勤の場合	
(1) 転勤命令書の写し	1 通
(2) 辞令などの写し	1 通
(2) 法人を異にする転勤の場合 労働基準法15条1項および同法施行規則5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書	
	1 通
(3) 役員など労働者に該当しない者については次のとおりとする。	
(1) 会社の場合は、役員報酬を定める定款の写しまたは役員報酬を決議した株主総会の議事録（報酬委員会が設置されている会社にあつては同委員会の議事録）の写し	
	1 通
(2) 会社以外の団体の場合は、地位（担当業務）、期間および支払われる報酬額を明らかにする所属団体の文書	
	1 通
6. 転勤前に勤務していた事業所と転勤後の事業所の関係を示す次のいずれかの資料	
(1) 同一の法人内の転勤の場合 外国法人の支店の登記事項証明書など当該法人が日本に事業所を有することを明らかにする資料	
(2) 日本法人への出向の場合 当該日本法人と出向元の外国法人との出資関係を明らかにする資料	
	1 通
(3) 日本に事務所を有する外国法人への出向の場合	
(1) 当該外国法人の支店の登記事項証明書など当該外国法人が日本に事務所を有することを明らかにする資料	
	1 通
(2) 当該外国法人と出向元の法人との資本関係を明らかにする資料	
	1 通

7. 申請人の経歴を証明する文書
- (1) 関連する業務に従事した機関および内容ならびに期間を明示した履歴書 1通
 - (2) 過去1年間に従事した業務内容および地位、報酬を明示した転勤の直前に勤務した外国の機関（転勤の直前1年以内に申請人が企業内転勤の在留資格をもって本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に勤務していた本邦の機関を含む）の文書 1通
8. 事業内容を明らかにする次のいずれかの資料
- (1) 勤務先などの沿革、役員、組織、事業内容（主要取引先と取引実績を含む）などが詳細に記載された案内書 1通
 - (2) その他の勤務先などの作成した上記(1)に準ずる文書 1通
 - (3) 登記事項証明書 1通
9. 直近の年度の決算文書の写し。新規事業の場合は事業計画書 1通
10. 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票などの法定調書合計表を提出できない理由を明らかにする次のいずれかの資料
- (1) 源泉徴収の免除を受ける機関の場合
外国法人の源泉徴収に対する免除証明書その他の源泉徴収を要しないことを明らかにする資料 1通
 - (2) 上記(1)を除く機関の場合
 - (1) 給与支払事務所などの開設届出書の写し 1通
 - (2) 次のいずれかの資料
 - ア 直近3か月分の給与所得・退職所得などの所得税徴収高計算書（領収日付印のあるものの写し） 1通
 - イ 納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料 1通

(注) 「申請人」とは日本への入国・在留を希望している外国人のことで、日本で発行される証明書は全て発行日から3か月以内のものを提出してください。当局における審査の過程において、上記以外の資料が求められる場合があります。

出所 (法務省)

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/shin_zairyu_nintei10_13.html

在留資格「企業内転勤」に係る「在留期間更新許可申請」および「在留資格変更許可申請」に関する提出資料ほか詳細は次の資料で確認できます。

「在留期間更新許可申請」 <http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3-1.html>

「在留資格変更許可申請」 <http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2-1.html>

(4) 在留資格「スタートアップ・ビザ」(「外国人起業活動促進事業」)

1) スタートアップ・ビザの仕組み

経済産業省は2018年12月、「未来投資戦略2018」(2018年6月15日閣議決定)を基に、外国人が起業しやすい新たな制度(通称「スタートアップ・ビザ制度」)を法務省とともに創設しました。

新制度のもとで特定外国人起業家(*)は、在留資格「経営・管理」の要件を満たさない場合でも同事業の実施主体である地方自治体(**)と入国管理局での審査を経ることで、最長で1年間、起業準備活動のために日本に入国・在留することが可能になりました(在留資格は「特定活動」)。

(*) 「特定外国人起業家」とは、この事業において地方公共団体が行う「外国人起業活動管理支援計画」に基づいて起業準備活動を行う者を指します。

(**) 経済産業大臣から認定された「外国人起業活動管理支援計画」を有する地方自治体が対象です。

新制度では、1年以内に起業する見込みがある場合に在留資格「特定活動」が「6か月(起業準備活動計画の確認申請時)」+「6か月(同計画の更新の確認申請時)」の2回に分けて最長で1年間与えられます。起業準備活動開始から1年以内に所定の基準を満たし、その後も引き続き在留して事業の経営を行う場合には、在留資格「経営・管理」への変更が必要です。

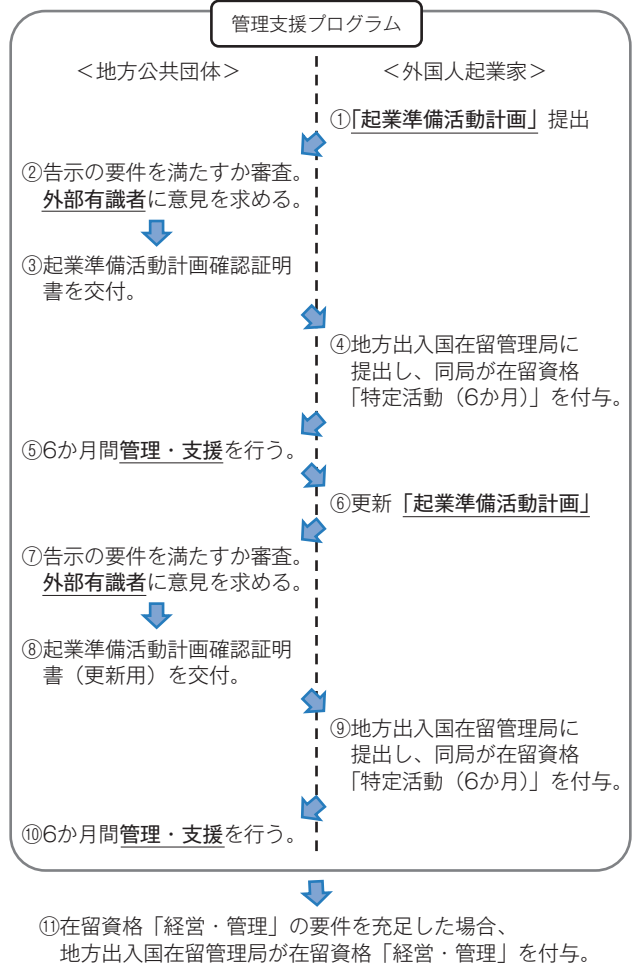
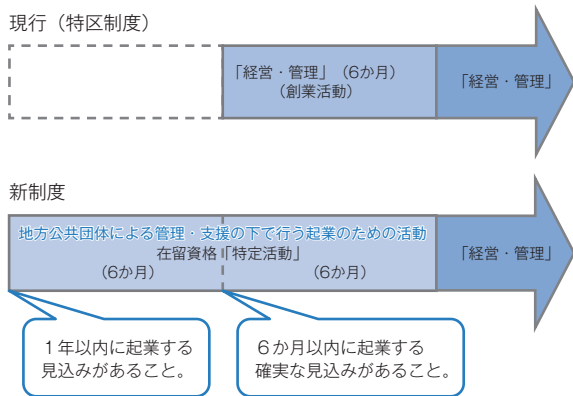
図表7. 「スタートアップ・ビザ」の仕組み

外国人起業活動促進事業に関する制度の概要

- 外国人起業家の呼び込みに向けて、経済産業省の定める告示に沿って地方公共団体から起業支援を受ける外国人起業家に対し、最長1年間の入国・在留を認める制度を開始。
- 地方公共団体の管理・支援プログラムを経済産業大臣が認定、地方出入国在留管理局が在留資格「特定活動」を付与。

- 地方公共団体**
管理・支援のプログラムの作成及び実施、外国人の選定
- 経済産業省**
地方公共団体が作成した管理・支援のプログラムの認定
- 地方出入国在留管理局**
在留資格（特定活動）の審査・許可の決定等

経済産業大臣は、地方公共団体において以下のプログラムを実施する体制が整っていると判断した場合は、プログラムを認定。



出所 「外国人起業活動促進事業に関する告示」(経済産業省)

<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/startupvisa/index.html>

(注) 本制度を導入している「認定地方公共団体」や各種申請書などは上記URLから確認できます。

2) 在留資格認定要件

「外国人起業活動促進事業に関する告示」（経済産業省）によれば在留資格の認定要件は次のとおりです。

<起業準備活動計画の確認申請時>（抜粋）

確認の申請時において次のいずれにも該当するものであること。

- ① 起業準備活動に係る事業の規模が、上陸後または在留資格の変更後1年以内に次のいずれかに該当する見込みがあること
 - イ その経営または管理に従事する者以外に本邦に居住する2人以上の常勤の職員（入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く）に従事して営まれるものであること
 - ロ 資本金の額または出資の総額が500万円以上であること
 - ハ イまたはロに掲げる規模に準ずるものであること
- ② 起業準備活動に係る事業に係る事業所を上陸後または在留資格の変更後1年以内に日本に有する見込みがあること
- ③ 申請者が次に掲げる事項のうちいずれかに該当すること
 - イ 大学を卒業し、またはこれと同等以上の教育を受けたこと
 - ロ 本邦の専修学校の専門課程を修了したこと
 - ハ 起業を目指す事業の対象分野に関連する業務について3年以上の実務経験を有すること
 - ニ 外国において当該分野に関連する事業の経営または管理に1年以上従事していること
 - ホ 上陸後または在留資格の変更後6か月以内に、起業準備活動に係る事業の規模が上記①のイ、ロ、ハのいずれかに該当する見込み、および起業準備活動に係る事業所を日本に有することとなる見込みがあること

<起業準備活動計画の更新の確認申請時>（抜粋）

更新の確認の申請時において次のいずれにも該当するものであること。

- ① 起業準備活動に係る事業の規模が、在留期間の更新後6か月以内に次のいずれかに該当する見込みがあること
 - イ その経営または管理に従事する者以外に本邦に居住する2人以上の常勤の職員（入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く）に従事して営まれるものであること
 - ロ 資本金の額又は出資の総額が500万円以上であること
 - ハ イ又はロに掲げる規模に準ずるものであること
- ② 起業準備活動に係る事業に係る事業所を在留期間の更新後6か月以内に本邦に有する見込みがあること

4 「高度人材ポイント制」と在留資格「高度専門職」

2012年5月に「高度人材ポイント制」（在留資格は「特定活動」）が導入された後、2015年にはそれまでの「特定活動」に代わる新たな在留資格「高度専門職」が設けられました。これらは我が国の経済成長や新たな需要と雇用の創出に資することが期待される高度な能力や資質を有する外国人（高度人材）の受け入れを促進する目的で創設された制度です。

(1) 「高度人材ポイント制」の仕組み

活動内容を「高度学術研究活動」「高度専門・技術活動」「高度経営・管理活動」の3つに分類し、それぞれの特性に応じて「学歴」、「職歴」、「年収」「研究実績」などの項目ごとにポイント（図表8. 参照）を設け、ポイントの合計点数が一定点数（70点）以上に達した人を「高度人材外国人」と認定して出入国管理上優遇するものです。初めて日本に入国する高度人材外国人には在留資格「高度専門職1号」を与え、同在留資格で3年以上活動を行った高度人材に対しては、より優遇度の高い「高度専門職2号」を与える仕組みになっています。

図表8. ポイント計算表

	高度学術研究分野		高度専門・技術分野		高度経営・管理分野	
学 歴	博士号（専門職に係る学位を除く）取得者	30	博士号（専門職に係る学位を除く）取得者	30	博士号又は修士号取得者（注7）	20
	博士号（専門職に係る博士を含む）取得者	20	博士号（専門職に係る博士を含む）取得者（注7）	20		
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者（博士号又は修士号取得者を除く）	10	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者（博士号又は修士号取得者を除く）	10	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者（博士号又は修士号取得者を除く）	10
	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を有している者	5	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を有している者	5	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を有している者	5
職 歴 (実務経験) (注1)			10年～	20	10年～	25
		15	7年～	15	7年～	20
		10	5年～	10	5年～	15
		5	3年～	5	3年～	10
年 収 (注2)	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照	40 ∫ 10	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照	40 ∫ 10	3,000万円～	50
					2,500万円～	40
					2,000万円～	30
					1,500万円～	20
					1,000万円～	10
年 齢	～29歳	15	～29歳	15		
	～34歳	10	～34歳	10		
	～39歳	5	～39歳	5		
ボーナス① (研究実績)	詳細は③参照	25 ∫ 20	詳細は③参照	15		

ボーナス② 〔地位〕				代表取締役、代表執行役	10
				取締役、執行役	5
ボーナス③			職務に関連する日本の国家資格の保有（1つ5点）	10	
ボーナス④	イノベーションを促進するための支援措置（法務大臣が告示で定めるもの）を受けている機関における就労（注3）	10	イノベーションを促進するための支援措置（法務大臣が告示で定めるもの）を受けている機関における就労（注3）	10	イノベーションを促進するための支援措置（法務大臣が告示で定めるもの）を受けている機関における就労（注3）
ボーナス⑤	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労	5	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労	5	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労
ボーナス⑥	職務に関連する外国の資格等	5	職務に関連する外国の資格等	5	職務に関連する外国の資格等
ボーナス⑦	本邦の高等教育機関において学位を取得	10	本邦の高等教育機関において学位を取得	10	本邦の高等教育機関において学位を取得
ボーナス⑧	日本語能力試験N1取得者（注4）又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15	日本語能力試験N1取得者（注4）又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15	日本語能力試験N1取得者（注4）又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者
ボーナス⑨	日本語能力試験N2取得者（注5）（ボーナス⑦又は⑧のポイントを獲得した者を除く）	10	日本語能力試験N2取得者（注5）（ボーナス⑦又は⑧のポイントを獲得した者を除く）	10	日本語能力試験N2取得者（注5）（ボーナス⑦又は⑧のポイントを獲得した者を除く）
ボーナス⑩	成長分野における先端的事業に従事する者（法務大臣が認める事業に限る）	10	成長分野における先端的事業に従事する者（法務大臣が認める事業に限る）	10	成長分野における先端的事業に従事する者（法務大臣が認める事業に限る）
ボーナス⑪	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者	10	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者	10	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者
ボーナス⑫	法務大臣が告示で定める研修を修了した者（注6）	5	法務大臣が告示で定める研修を修了した者（注6）	5	法務大臣が告示で定める研修を修了した者（注6）
ボーナス⑬					経営する事業に1億円以上投資を行っている者
合格点		70	合格点	70	合格点

① 最低年収基準

高度専門・技術分野及び高度経営・管理分野においては、年収300万円以上であることが必要

② 年収配点表

	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
1,000万円	40	40	40	40
900万円	35	35	35	35
800万円	30	30	30	30
700万円	25	25	25	—
600万円	20	20	20	—
500万円	15	15	—	—
400万円	10	—	—	—

③ 研究実績

		高度学研究分野	高度専門・技術分野
研究実績	特許の発明 1件～	20	15
	入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	20	15
	研究論文の実績については、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文（申請人が責任著者である者に限る） 3本～	20	15
	※ 上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合（著名な賞の受賞歴等）、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイントの付与の適否を判断	20	15

※ 高度学研究分野については、2つ以上に該当する場合には25点

(注1) 従事しようとする業務に係る実務経験に限る。

(注2) ※1 主たる受入機関から受ける報酬の年額

※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入

※3 賞与（ボーナス）も年収に含まれる。

(注3) 就労する機関が中小企業である場合には、別途10点の加点

(注4) 同等以上の能力を試験（例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける480点以上の得点）により認められている者も含む。

(注5) 同等以上の能力を試験（例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける400点以上の得点）により認められている者も含む。

(注6) 本邦の高等教育機関における研修については、ボーナス⑦のポイントを獲得した者を除く。

(注7) 経営管理に関する専門職学位（MBA、MOT）を有している場合には、別途5点の加点

出所 「高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度」2017年4月26日改定（出入国在留管理庁）

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930001655.pdf>

(2) 「高度専門職」の活動内容と優遇措置

通常、外国人は許可された1つの在留資格で認められている活動しかできませんが、在留資格「高度専門職」をもって在留する者は、例えば、大学での研究活動と併せて関連する事業を営む活動を行うなど、複数の在留資格にまたがる活動を行うことができます。この他にも在留期間、配偶者の就労、親の帯同などにおいて各種の優遇措置が講じられています。

在留資格「高度専門職」の活動内容と優遇措置

	活 動 内 容
高度専門職1号	「高度専門職1号イ」(高度学術研究)： 日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導または教育をする活動
	「高度専門職1号ロ」(高度専門・技術)： 日本の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学または人文科学の分野に属する知識または技術を要する業務に従事する活動
	「高度専門職1号ハ」(高度経営・管理)： 日本の公私の機関において事業の経営を行いまたは管理に従事する活動
	<優遇措置> ① 複合的な在留活動の許容 資格外活動許可や在留資格変更許可を受けなくても、複数の在留資格にまたがる活動を行うことができる。 例：「高度専門職1号イ」高度学術研究活動の場合 大学などの教育機関で教育する活動や民間企業の研究所で研究する活動などと併せて、教育や研究の成果を生かして事業を起こし自ら経営するなど。 例：「高度専門職1号ロ」高度専門・技術活動の場合 自然科学・人文科学の分野に関する専門的な知識・技術を必要とする業務に従事する活動、例えば、所属する企業において、技術者として製品開発業務に携わる一方、セールス・プロモーションなどの企画立案業務を行う活動などが認められる。また、これらの活動と併せて、これらの活動と関連する事業を起こし自ら経営することも可能。 例：「高度専門職1号ハ」高度経営・管理活動の場合 会社の経営や弁護士事務所・監査法人事務所などを経営・管理する活動と併せて、これらの会社・事務所の事業と関連のある事業を起こし自ら経営することも可能。 ② 法律上最長の在留期間「5年」を一律付与 就労が認められる在留資格での在留期間は通常3か月～5年と幅があるが、「高度専門職」の場合、最長の5年が一律に認められる(期間の更新も可能)。 ③ 在留歴に係る永住許可条件の緩和 永住許可を受けるには原則として日本で10年以上の在留歴が必要だが、「高度専門職」については活動実績に応じて3年または1年に緩和される。

④ 配偶者の就労条件の緩和

在留資格「家族滞在」で日本に滞在する配偶者が就労を希望する場合、学歴や職歴などの条件を満たして該当する在留資格を得ない限り「資格外活動許可」の範囲でしか就労できない。

一方、「『高度専門職』の就労する配偶者」として入国する場合、在留資格「教育」「技術・人文知識・国際業務」などに該当する活動であれば、学歴や職歴などに関する要件を満たさなくても就労できる。この就労活動は資格外活動とは異なり、週28時間以内などの時間制限はなく、在留資格「特定活動」でフルタイムの就労が可能(*)。

(*)「高度専門職」で在留する者と同居し、かつ、日本人と同等額以上の報酬を受け取る必要がある。

⑤ 親の帯同

就労系資格で在留する外国人の親を対象とした在留資格はないが、「高度専門職」については次のいずれかに該当する場合、「高度専門職」で在留する者または配偶者の親の入国・在留が認められる。

- 「高度専門職」で在留する者または配偶者の7歳未満の子を養育する場合

- 妊娠中の「『高度専門職』在留者またはその配偶者」の介助などを行う場合

(注)「高度専門職」で在留する者と同居すること、世帯年収(「高度専門職」在留者+配偶者)が800万円以上であることなど一定の要件を満たす必要がある。

⑥ 家事使用人の帯同

外国人家事使用人の雇用は在留資格「経営・管理」「法律・会計業務」などで在留する一部の外国人にしか認められていないが、「高度専門職」で在留する者については以下の要件を満たせば、本国で雇用していた家事使用人の帯同や、外国人家事使用人の雇用が認められる。

- 「高度専門職」で在留する者の世帯年収が1,000万円以上あること

- 家事使用人に月額20万円以上の報酬支払いを予定していること、など

⑦ 入国・在留手続きの優先処理

「高度専門職」に関する入国手続き(在留資格認定証明書交付申請)については申請受理から原則10日以内(通常は2週間~3か月)、在留手続き(在留期間更新申請、在留資格変更申請)については同5日以内での処理を目指す。

「高度専門職1号」で3年以上活動を行っている外国人が対象（「高度専門職2号」についてはイ・ロ・ハの区分なし）。

<要件>

- ・行おうとする活動が3つの活動類型（イ、ロ、ハ）のうち少なくとも1つの活動に該当すること
- ・学歴、年収などのポイントの合計が70点以上あること
- ・素行が善良であること
- ・本人の在留が日本国の利益に合すると認められること
- ・本人が日本において行おうとする活動が日本の産業および国民生活に与える影響などの観点から相当でないとする場合でないこと

<優遇措置>

① 複合的な在留活動の許容

「高度専門職1号」の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる。具体的には、「高度専門職1号イ・ロ・ハ」のいずれかの活動またはこれらの複数の活動と併せて以下の在留資格で認められる活動も行うことが可能。

「教授」「芸術」「宗教」「報道」「法律・会計業務」「医療」「教育」「技術・人文知識・国際業務」「興行」「技能」

② 在留期間は無期限（以後、在留期間の更新は不要）（ただし、「永住者」とは異なり、高度専門職としての活動を6か月以上行わないでいると、本来の活動を行っていないとして在留資格取り消しの対象となる）

③ 在留歴に係る永住許可条件の緩和

④ 配偶者の就労条件の緩和

⑤ 親の帯同

⑥ 家事使用人の帯同

③～⑥については
「高度専門職1号」の優遇措置に同じ

(3) 申請方法

「高度専門職」で在留するために必要な申請書、手続きなどは次のとおりです。

1) 提出する申請書

- a. これから日本に入国される外国人の方

在留資格認定証明書交付申請

- b. すでに日本に在留している外国人の方

高度外国人材として在留中で、在留期間の更新を行う外国人の方

在留資格変更許可申請・在留期間更新許可申請

2) 申請の流れ

各申請の流れは図表9. のとおりです。

図表9. 申請の流れ

a. 在留資格認定証明書交付申請

ステップ① 地方出入国在留管理局の窓口での申請

- 「高度専門職1号」（イ・ロ・ハのいずれか）に係る在留資格認定証明書交付申請（*）を行います。
（*）入国予定の外国人の受け入れ機関の方などが申請を行うことができます。
- 行おうとする活動に係るポイント計算表と、ポイントを立証する資料を提出し、高度外国人材の認定を申し出ます。

ステップ② 出入国在留管理庁における審査

当該申請に係る入管法第7条第1項第2号に掲げる「上陸条件への適合性」の審査を行います。
（この時にポイント計算を行います。）

在留資格該当・上陸条件適合

在留資格認定証明書交付

在留資格非該当・上陸条件不適合

在留資格認定証明書不交付

※就労を目的とするその他の在留資格の上陸条件に適合している場合、申請人が希望すれば当該在留資格に係る在留資格認定証明書が交付されます。

ステップ③ 在留資格認定証明書交付

今回の申請により、あらかじめ上陸条件の適合性の審査は終了しているため、在外公館における査証申請の際に在留資格認定証明書を提示し、また、日本の空海港における上陸審査時に本証明書及び査証を所持することにより、スムーズな査証発給、上陸審査手続きが行われます。

入国・在留

b. 在留資格変更許可申請・在留期間更新許可申請

ステップ① 地方出入国在留管理局の窓口での申請

↓ 在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請のどちらの場合においても、行おうとする活動に係るポイント計算表と、ポイントを立証する資料等を提出してください。

ステップ② 出入国在留管理庁における審査

高度人材該当性等の審査を行います。

【ポイント】

- 行おうとする活動が高度外国人材としての活動であること
- ポイント計算の結果が70点以上であること
- 在留状況が良好であること

70点以上であるなど必要な要件を満たす場合

70点未満であるなど必要な要件を満たさない場合

不許可

(在留資格変更許可申請の場合、現在の在留資格による在留期間があれば、当該在留資格による在留を継続可能)

在留資格変更許可・在留期間更新許可

出所 「高度人材ポイント制による出入国在留管理上の優遇制度」(出入国在留管理庁)

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_3_index.html

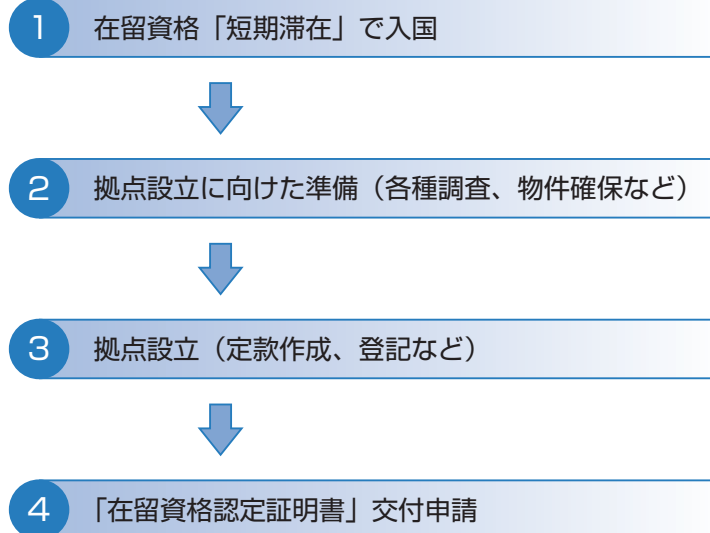
<参考> 申請の流れ

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_3_procedure_index.html

5 日本での拠点設置と在留に係る手続き

外国人が代表者となって日本に事業の拠点（日本法人、日本支店）を設立する場合の一般的な手順および必要な在留手続きは次のとおりです。（併せてP.9 図表4.「上陸許可手続きの流れ」を参考にしてください。）

<日本国内で行う手続き>



申請時において、日本に事業の拠点を設けようとする者がすでに適切な在留資格を持って日本に滞在しているか、それともまだ在留資格を持っていないかにより申請方法が異なります。原則は本人による出頭・申請ですが、通常、在留資格認定証明書の交付申請時には本人は入国しておらず、したがって、本人が入管に行くことはできません。その場合は法定代理人が申請することになります。

次のいずれかの方法で「在留資格認定証明書」を取得します。

イ 在留資格「経営・管理」取得を希望する外国人が海外にいる場合

国内にいる入管法で定める法定代理人が申請し、交付を受けた後、書類を国外にいる本人に送付します。

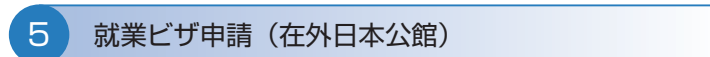
申請先：居住予定地／受け入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理官署

ロ 当該外国人が「短期滞在」などの在留資格で日本に滞在している場合

本人が滞在中に自ら「在留資格認定証明書」の交付を申請します。短期滞在期間中に同証明書が発行されれば、それを用いて「短期滞在」から「経営・管理」への「在留資格変更許可申請」を行います。ただし、「短期滞在」から他の在留資格への変更は原則として認められていないため、在留資格認定証明書が交付されても、「経営・管理」への変更許可申請が受理されない可能性があります。そのような場合に備えて、いったん出国して出直すだけの余裕を持ったスケジュール管理が必要です。



<日本国外で行う手続き>



在外日本公館において、上記4. のイで入手した「在留資格認定証明書」を提示して就業ビザの交付を受けます（*）。

(*) 「在留資格認定証明書」を所持している場合には、日本国大使館または総領事館において標準処理期間内（申請受理の翌日から起算して5業務日）でビザの発給が受けやすくなります（ただし、前述のとおり「在留資格認定証明書」を所持していることをもってビザの発給が保証されるわけではありません）。



<日本国内で行う手続き>

6 日本入国

上陸港において旅券およびビザを提示、「在留資格認定証明書」を提出し、旅券に上陸許可の証印を受けます（「在留資格認定証明書」の有効期間は交付日から3か月）。

以 上

貿易・起業に関するお問い合わせ先

ミプロ貿易・起業相談専用窓口

相談時間：平日午前10時30分～午後4時30分

TEL：03-3989-5151

<https://www.mipro.or.jp/>

本資料は、2020年4月30日時点の情報に基づき、十分な注意を払い正確な情報を提供するよう努めておりますが、実際に手続きをされる場合には、管轄官公庁等において必要書類および必要事項等をご確認いただくか、あるいは行政書士等の専門家にご相談ください。

また、本資料に掲載された情報や内容を利用することで直接的または間接的に損失が生じても責任を負いかねますのでご了承ください。

※本紙掲載内容の無断転載を禁じます。

この資料は、(一財)貿易・産業協力振興財団令和2年度振興事業費助成を受けて作成しました。



一般財団法人 対日貿易投資交流促進協会 (ミプロ)

〒170-8630 東京都豊島区東池袋3-1-3 ワールド・インポート・マートビル 6F

TEL.03 (3971) 6571 FAX.03 (3590) 7585

URL : <https://www.mipro.or.jp/>

The Mipro Guide to
Starting a Business in Japan
~Status of Residence~

